

ご葬儀後に  
行わないといけない

5つ

の手続き

保存版

## 葬儀後に行わないといけない手続きとは？

ご葬儀後には様々な手続きが発生します。心身ともにお疲れの中で手続きを勧めることはとても大変だとは思いますが、実は各手続きには期限が設定されているものもあるのです。まずは自分がなにをしないといけないか・いつまでにしないといけないかを把握し、計画をたてて取り組みましょう。のうひ葬祭スタッフが一緒にサポートをいたします。

### 5つの手続き項目

“行わないといけない手続き”は大きく分けて、5つに分類されます。右ページに記載している手続き一覧表から、まずはお客様が行わないといけない手続きを把握しましょう。

1. **提出物**に関する手続き
2. **返却物**に関する手続き
3. **受取金**に関する手続き
4. **名義変更や解約**に関する手続き
5. **相続**に関する手続き



# 葬儀後の各種お手続き一覧表

以下の各種手続きを確認し、手続きをしないといけないものにチェックをしましょう。

## 提出物に関する手続き

- |                                   |                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 死亡届      | <input type="checkbox"/> 世帯主変更届 |
| <input type="checkbox"/> 年金受給者死亡届 |                                 |
| <input type="checkbox"/> 住民票抹消届   |                                 |

## 返却物に関する手続き

- |                                    |                                      |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 運転免許証     | <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険者証 |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証     | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の廃止  |
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険証   | <input type="checkbox"/> パスポート       |
| <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 | <input type="checkbox"/> クレジットカード    |

## 受取金手続き

- 葬祭費
- 埋葬費
- 生命保険

## 名義変更や解約に関する手続き

- 世帯主変更届
- 公共料金や各種契約
- 自動車

## 相続に関する手続き

- |                                       |                                    |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本の収集      | <input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告 |
| <input type="checkbox"/> 相続財産の調査・確定   | <input type="checkbox"/> 遺産分割協議    |
| <input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認の申請 | <input type="checkbox"/> 相続税申告     |
| <input type="checkbox"/> 遺産分割協議       | <input type="checkbox"/> 遺留分減殺請求   |

### プラスの資産

- 現金**：有価証券：現金・預貯金・株券・売掛金・貸付金・小切手
- 土地**：宅地・農地・建物・店舗・居宅・借地権・仮家権
- 動産**：自動車・家財・骨董品・宝石・貴金属・美術品
- その他**：電話加入権・ゴルフ会員権・著作権・慰謝料請求権・損害賠償請求権

### マイナスの資産

- 負債**：借金・買掛金・住宅ローン・小切手
- 税金関係**：未払いの所得税と住民税・その他未払いの税金
- その他**：未払い分の家賃・地代・未払い分の医療費

# 相続手続き簡易チェック表

相続手続きが必要な資産を持っている場合、申告が必要な場合があります。まずは手続きが必要かどうかの簡易チェックをしましょう。

## ①まずは財産目録を作りましょう

### 1. 現金・有価証券

名称	おおよその金額

### 2. 土地

名称	おおよその金額

### 3. 動産

名称	おおよその金額

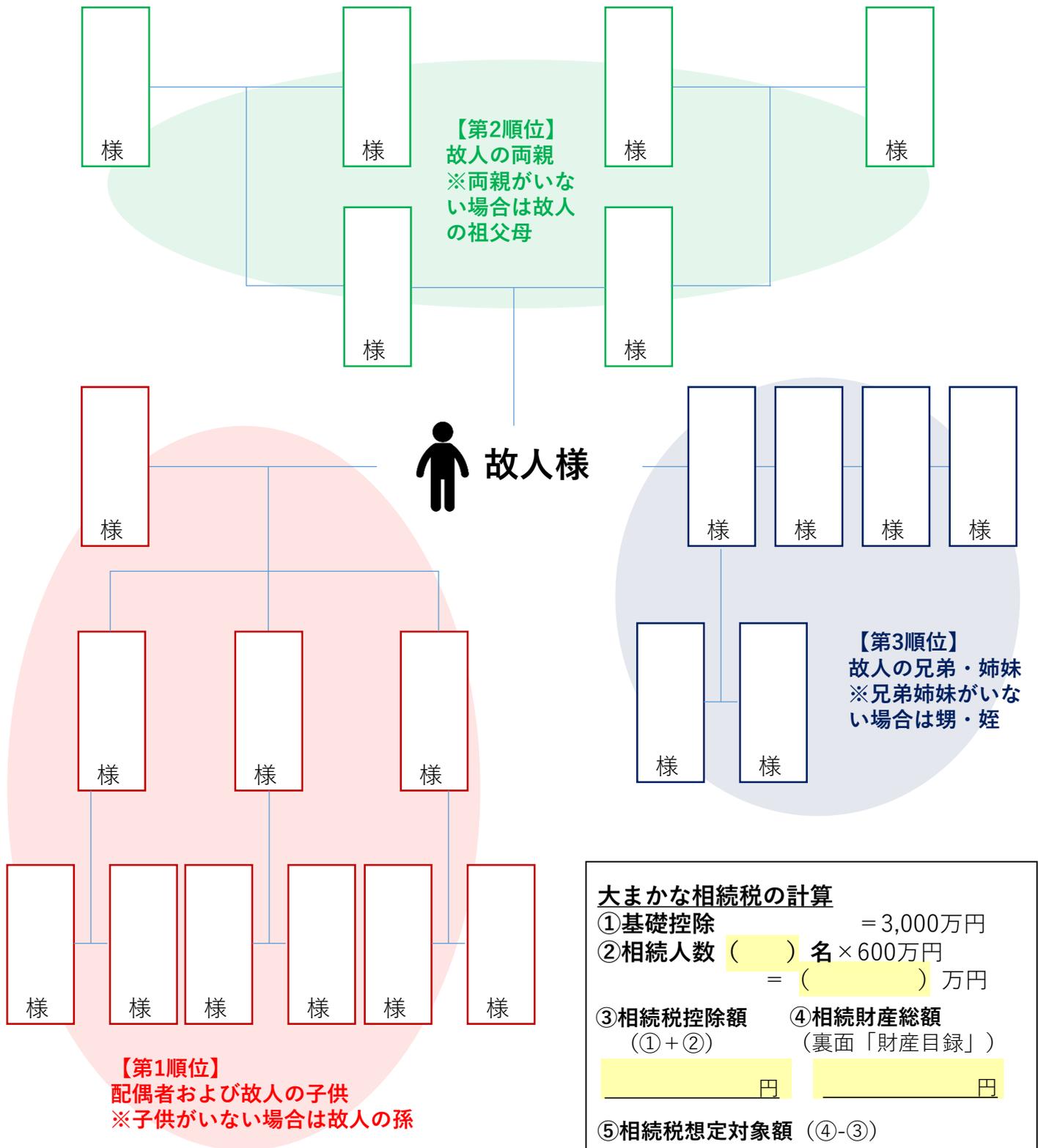
### 4. その他

名称	おおよその金額

### 5. 負債（マイナスの資産）

名称	おおよその金額

②相続人を確定し、大まかな相続税を計算しましょう



大まかな相続税の計算

- ①基礎控除 = 3,000万円
- ②相続人数 ( ) 名 × 600万円  
= ( ) 万円
- ③相続税控除額 (①+②)      ④相続財産総額 (裏面「財産目録」)  
\_\_\_\_\_ 円      \_\_\_\_\_ 円
- ⑤相続税想定対象額 (④-③)  
\_\_\_\_\_ 円

# 手続き関連スケジュール一覧

各種手続きには「期限があるもの」と「期限がないもの」があります。手続きをいつまえられるように計画を立てましょう。

## 14日以内

### 【5日以内】

- 健康保険証

### 【7日以内】

- 死亡届

### 【10日以内】

- 年金受給者死亡届

※基礎年金の場合は14日以内

※未払いの年金がある場合は受給停止手続きと同時に給付請求を行う必要があります

### 【14日以内】

- 国民健康保険証
- 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 世帯主変更届
- ご遺族の国民健康保険資格取得届
- ご遺族の国民年金加入届

## 3ヵ月以内

- 故人様の戸籍謄本の収集
- 相続人の戸籍・印鑑証明書の取得
- 相続関係説明図の作成
- 法定相続情報一覧図を法務局へ申請
- 遺言書の確定・検認
- **相続財産の調査・確定**

マイナスの財産の場合、ご家族様のみでは把握しにくい部分があります。ご不安な方は専門機関に依頼して調査していただくことをお勧めしております。

- **相続放棄・限定承認の申請**

申請の前に一部でも故人様の資産を使用した場合、相続放棄ができなくなるため注意が必要です。

で、どこでしないといけないのか。しっかりと把握をして頂き期限までに手続きを終

## 4か月以内

- 所得税の準確定申告

※故人様が個人事業主や不動産の貸し出し、2か所以上から給料をもらっていた場合、申告が必要です

## 10か月以内

- 遺産分割協議

- 遺産分割協議書作成

- 相続税申告・納税

相続手続き対象で、10か月以内に納税をしない場合、追加で課税される場合があります。10か月以内に必ず納税が出来るよう、手続きの計画を立てましょう。

## 1年以内

- 遺留分減殺請求

遺産分割協議書には、相続人全員分の捺印が必要です。万が一協議書に誤りがあった場合、再度作成を要される可能性があるため、なるべく早くから着手できるようにしておきましょう。

## その他の手続き

### 【2年以内】

- 葬祭費
- 埋葬料
- 高額医療費の請求申請

※相続に該当するため、相続税申告までにあらかじめ金額を把握しておく必要があります。

### 【3年以内】

- 生命保険

※かんぽ保険は5年以内です

### 【5年以内】

- 未支給年金請求書

### 【期限がないもの】

- 不動産の相続登記
- 公共料金等の解約・契約者変更
- 金融機関への連絡
- 遺品整理

## のうひ葬祭のアフターサポートについて

のうひ葬祭ではご葬儀後のサポートの1つとして、行政手続きや相続手続きのサポートも行っております。「手続きに不安がある」「忙しくて対応できない」など、少しでもお悩みの方はお気軽にのうひ葬祭スタッフにお話ください。スタッフが誠心誠意サポートをさせていただきます。

写真

### アフターサポートをご利用いただくメリット

- ✓ **どの手続きが必要なのかがわかります！**
- ✓ **忙しい自分たちの代わりにプロの専門スタッフが代わりに手続きを代行いたします！**
- ✓ **手続きミスなど、余計な手間がなくなります！**

### このようなケースでよくご相談を頂いております

#### 名義変更（不動産）

自分でできることはできるだけ自分で行き手続きに不安のあるものだけ依頼される方もいます。

#### 戸籍収集・名義変更・財産目録作成等の相続手続き～遺品整理まで

故人様に手続き関連や支払いなど全てを任されていた場合手続き全般に不安を抱えている方が多くいらっしゃいます。そのような場合手続きにかかわる業務をすべて依頼される方もいます。

#### 相続放棄

プラスの資産、マイナスの資産がどれくらいあるか把握できていない場合など、相続することに不安を持たれている方から依頼を頂きます。

**少しでもご不安やお悩みがあればまずは下記にお電話ください**



ご遺族のこころを考えぬく

のうひ葬祭  
MEMORIAL CEREMONY



**0120-176-196**

〒505-0027 岐阜県美濃加茂市本郷町6丁目7-30